

## 「ぐんまフィルムコミッション紹介パンフレット作成」業務 公募要領

### 1 業務の名称

「ぐんまフィルムコミッション（以下、「ぐんま FC」という）紹介パンフレット作成」業務

### 2 業務の目的及び内容

別添「ぐんま FC 紹介パンフレット作成」業務仕様書のとおり

### 3 見積限度額

530,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※応募に要する経費は含まず、提案者の負担とする。

※採用された提案者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積書の提出を依頼する。

### 4 契約期間

契約締結日から令和8年3月27日（金）まで

### 5 応募資格

次の条件の全てを満たしていること。

- ・当該委託業務を的確に遂行する体制、ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者。
- ・国税及び地方税等を滞納している者でないこと。
- ・地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- ・破産宣告を受け復権していない者でないこと。
- ・銀行取引停止処分を受けている者でないこと。
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと。
- ・群馬県の指名停止処分を受けている場合、その期間中でないこと。
- ・暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

### 6 スケジュール

#### (1) 参加申込

令和7年11月27日（木）～令和7年12月5日（金）正午（必着）

#### (2) 質問受付

令和7年11月27日（木）～令和7年12月9日（火）正午（必着）

#### (3) 企画提案書等の提出

令和7年11月27日（木）～令和7年12月16日（火）正午（必着）

#### (4) 企画提案者の審査・優先交渉者の決定

令和7年12月17日（水）～令和7年12月19日（金）【予定】

#### (5) 審査結果の通知

令和7年12月23日（火）【予定】

## 7 企画提案の募集にあたって配布する資料

配布資料は、群馬県ホームページからダウンロードすること。

- (1) 「ぐんま FC 紹介パンフレット作成」業務企画提案要領【本資料】
- (2) 「ぐんま FC 紹介パンフレット作成」業務仕様書
- (3) 参加申込書【様式 1】
- (4) 質問書【様式 2】
- (5) 企画提案書表紙【様式 3】
- (6) 業務実施体制表【様式 4】
- (7) 誓約書（群馬県暴力団排除条例第 7 条関係）【様式 5】
- (8) 課税（免税）事業者届出書【様式 6】

## 8 参加申込

- (1) 提出様式  
参加申込書【様式 1】による。
- (2) 受付期限  
令和 7 年 12 月 5 日（金）正午【必着】
- (3) 提出先  
「13 問い合わせ先」に同じ。
- (4) 提出方法  
電子メールによる。  
※件名を「参加申込（ぐんま FC 紹介パンフレット作成業務）」とすること。  
※提出した旨を電話で連絡すること。

## 9 質問受付

- (1) 提出様式  
質問書【様式 2】による。
- (2) 受付期限  
令和 7 年 12 月 9 日（火）正午【必着】
- (3) 提出先  
「13 問い合わせ先」に同じ。
- (4) 提出方法  
電子メールによる。  
※件名を「質問（ぐんま FC 紹介パンフレット作成業務）」とすること。  
※提出した旨を電話で連絡すること。
- (5) 回答  
質問に対する回答は、原則 2 日以内（土・日曜日・祝日を除く）に参加申込書の提出があった提案者全員に対し、電子メールで回答する。  
なお、回答は企画提案要領及び仕様書の追加又は修正等として扱うことがある。  
※質問提案者名は公開しない。

## 10 応募の手続き等

応募する場合は、次のとおりア～コの原本1部及び電子データ(PDF)を提出する。

### (1) 提出書類

ア 企画提案書表紙【様式3】

イ 企画提案書本体【任意様式】

ウ 業務実施体制表【様式4】

エ 費用見積書【任意様式】

※宛先は「群馬県知事 山本 一太」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税を明記すること。

※見積額が上記3の限度額を超えた場合は失格とする。

※見積書は1事業者につき1部とする。

オ 実施スケジュール【任意様式】

カ 決算書の写し(直近のもの1期分)(半期決算の場合は2期分)(\*)

キ 暴力団排除に関する誓約書【様式5】(\*)

ク 法人登記簿謄本(3ヶ月以内に発行されたもの。コピー可)(\*)

ケ 課税(免税)事業者届出書【様式6】

コ その他参考となる資料(会社概要パンフレット等)

※県が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがある。

※群馬県「令和6・7年度物品等購入契約資格者名簿」登載者は、(\*)印の付いた書類の提出は不要

### (2) 企画提案書本体の記載事項

ア 企画内容(デザイン案)

ぐんまFC紹介パンフレット作成業務委託仕様書に基づき、デザイン案を作成すること。

作成にあたり、文字や写真の部分にはダミーを当てはめてマップ全体の完成イメージを提示すること。

なお、一部掲載予定データ等を群馬県より提供する。

イ 実績

過去3年間での類似業務実績(広報パンフレット作成など)

ウ その他

その他、提供できるサービス、アピールしたい事項、本事業に関する提案等あれば自由に記載すること。

### (3) 提出期限

令和7年12月16日(火)正午【必着】

### (4) 提出先

「13 問い合わせ先」に同じ。

### (5) 提出方法

原本1部は、持参、郵送もしくは宅配便での送付により提出し、電子データ(PDF)は電子メールにより提出する。

※持参により提出する場合は、土曜・日曜・祝日を除く9時から17時(12月16日(火)は12時)までとする。

※電子メールの件名は「応募(ぐんまFC紹介パンフレット作成業務)」とすること。

※データのサイズが4MBを超える場合は、事前に群馬県に連絡した上で、県の指定するファイル共有システムにより提出することとする。

※提出した旨を電話で連絡すること。

(6) 提出書類の取扱い

- ・提出された応募書類等は返却しないものとする。
- ・提出された応募書類等は、審査の必要上、複製を作成することがある。
- ・提出された応募書類等は、事業者の選定のためにのみ使用し、機密保持には十分配慮する。ただし、事業者として採択された場合は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年5月14日法律第42号)、「群馬県情報公開条例」(平成12年6月14日条例第83号)に準じ、不開示情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて情報公開の対象となる。

(7) その他注意事項

- ・応募書類の作成・提出に要する経費は提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書等は、提出後に内容を変更することはできない。

## 1.1 審査

提出された書類に基づき書面による審査を行い、最も優れた企画提案書の提出者を、委託業者の優先交渉者として決定し、委託契約の交渉を行う。

(1) 審査期間

- ・令和7年12月17日(水)～12月19日(金)【予定】

(2) 審査方法

- ・応募書類を基に書類審査を行う。

(3) 審査項目

- ア 思わず手に取ってみたいくなるデザインか。
- イ 映像制作会社にとって効果的な内容か。
- ウ 一覧性の高いパンフレットとなっているか。
- エ 作成目的を十分に理解した内容となっているか。
- オ 具体的かつ実現可能な詳細スケジュールが示されているか。
- カ 過去類似業務で実績があり、そのノウハウ等を生かせることが期待できるか。
- キ 業務全体の実施体制や金額は妥当か。

(4) 審査結果

審査結果は有効な企画提案書の提出者に対して、メールにて通知する。  
なお、優先交渉者名は群馬県ホームページ上で公表する。

## 1.2 委託契約

上記1.1において選定された者を事業の優先交渉者とする。

企画提案内容がそのまま契約となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県との交渉で決定する。なお、優先交渉者との交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。

委託により作成された成果物に関する全ての権利は、原則として全て群馬県に帰属する。

### 1 3 問い合わせ先

〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県庁11階北側  
群馬県 産業経済部 戦略セールス局  
e スポーツ・クリエイティブ推進課  
映像制作サポート係  
担当者 村上  
TEL 027-898-3695  
メール supokuri@pref.gunma.lg.jp

### 1 4 注意事項

- ・提出期限後の提案者の都合による追加書類の提出、再提出及び差替えは一切認めない。
- ・提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後の場合には、契約を解除することがある。
- ・提出後に辞退する場合には、速やかに事務局へ連絡するとともに、その旨を書面にて提出すること。
- ・本公募の参加に係る手続、提出書類で使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。
- ・受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約を解除することがある。この場合においても、受託者の損害を補償することはない。